第３　資料集

Ａ 表　京都市保健師キャリアラダー【専門的能力に係るキャリアラダー】

		キャリアレベル				
		A-1 （新任期／1年目）	A-2 （新任期／2・3年目）	A-3 （中堅期／4年目～）	A-4 （中堅期／4年目～）	A-5 （管理監督期／係長級・課長級・部長級以上）
	京都市保健師各期の目指すべき能力の目安	・保健福祉活動の基本となる技術や知識を習得している。 ・家庭訪問を中心とした個別支援を単独で行う能力を身に付けている。 ・担当事業の法的根拠や関連施策について理解し事業を実施できる。	・複合的な課題を持つ事例に対し、関係機関と連携し、支援目標を確認しながら支援できる。 ・地域の健康課題を把握し、効果的な事業を検討し実施できる。	・地域診断に基づき、事業を実施し評価することができる。 ・所属する組織やチームにおける新任期の人材育成の体制づくりができる。	・地域診断に基づく施策の遂行に向け、地域や関係団体と協働した保健福祉活動を実施することができる。 ・リーダーシップがとれ、次期指導者としての役割を果たすことができる。	・複合的な課題を持つ事例への対応、市民組織活動の支援や運営等のスーパーバイズ等ができる。 ・組織における事業の施策化や保健医療福祉計画に参画するため情報収集と分析、活用の助言ができる。
キャリアレベルの定義	所属組織における役割	・組織の新任者であり行政組織人及び保健師専門職としての自覚を持つ。	・計画された担当業務を自立して実施する。 ・指導保健師として後輩の指導を担う。	・保健福祉活動に係る担当業務全般について自立して行う。 ・役割や立場の違いを理解し、つなぎ役としての組織的な役割を担う。 ・自組織を越えたプロジェクトに参画する。	・所属内でチームのリーダーシップをとって保健福祉活動を推進する。 ・キャリアレベルA-5の保健師を補佐する。 ・関係機関との信頼関係を築き協働する。 ・自組織を越えたプロジェクトで主体的に関わる。	・所属課の保健福祉事業全般に関して指導的役割を担う。 ・組織内外の関係者との連携・調整を行う。
	責任を持つ業務の範囲	・担当業務を的確に把握・理解し、個別事例に対して責任を持つ。	・担当の保健福祉事業に係る業務全般を理解し、保健福祉活動に係る担当業務に責任を持つ。	・担当の保健福祉事業と施策との関係性を理解し、主担当として担当業務に責任を持つ。	・所属の保健福祉事業に係る業務全般を理解し、その効果的な実施に対して責任を持って取り組む。	・組織の保健医療福祉施策に係る事業全般を理解し、その効果的な実施に対して責任を持つ。
	専門技術の到達レベル	・基本的な事例への対応を主体的に行う。 ・地域活動を通して地域特性や地域資源を把握し、地域の人々の健康課題を明らかにする。	・複合的な課題を持つ事例の対応を必要に応じて指導を受けて実施する。 ・担当地域の健康課題の優先度を判断し、地域の人々の主体性を尊重した解決策を立案する。	・複合的な課題を持つ事例に対して自立して対応する。 ・健康課題を明確にし、チーム内で共有し、地域の人々と協働して事業計画を提案する。	・複合的な課題を持つ事例に対して、担当保健師等にスーパーバイズすることができる。 ・潜在的な地域の健康課題を明確にし、施策に応じた事業を企画する。	・組織横断的な連携を図りながら、複合的かつ緊急性の高い地域の健康課題に対して迅速に対応する。 ・健康課題解決のための施策を提案する。

保健師の活動領域		求められる能力	キャリアレベル A-1 （新任期／1年目）	A-2 （新任期／2・3年目）	A-3 （中堅期／4年目～）	A-4 （中堅期／4年目～）	A-5 （管理監督期／係長級・課長級・部長級以上）
			各レベルにおいて求められる能力				
1 対人支援活動	1-1. 個人及び家族への支援	・医学や公衆衛生看護学等の専門知識に基づき個人及び家族の健康と生活に関するアセスメントを行う能力 ・個人や家族の生活の多様性を踏まえ、あらゆる保健福祉活動の場面を活用して個人及び家族の主体性を尊重し、課題解決のための支援及び予防的支援を行う能力 ・必要な資源を導入及び調整し、効果的かつ効率的な個人及び家族への支援を行う能力	・基本的な個別支援を単独で実施できる。 ・複合的な課題を持つ事例について、必要に応じて上司・先輩等と連携して対応できる。 ・個人及び家族の健康と生活について分析し健康課題解決のための支援計画を立案できる。 ・個人及び家族の多様性や主体性を尊重した支援を上司・先輩等から指導を受けながら実践できる ・支援に必要な資源を把握できる。	・複合的な課題を持つ事例の支援を必要に応じて、上司・先輩等から指導を受けて実施できる。 ・対象の主体性を踏まえ、支援に必要な資源を上司・先輩等からの指導を受けて導入及び調整できる。	・複合的な課題を持つ事例のアセスメントを行い、支援を実践できる。 ・支援に必要な資源を適切に導入及び調整できる。	・複合的な課題を持つ事例の潜在的な健康課題を把握し、予防に係る支援を実践できる。 ・健康課題に予防的に介入できる。	・複合的かつ緊急性の高い健康課題を迅速に明確化し、必要な資源を調整し、効果的な支援を実践できる。
	1-2. 集団への支援	・集団の特性を把握し、グループダイナミクスを活用し、集団及び地域の健康度を高める能力	・集団の特性を把握し、上司・先輩等から指導を受けながら支援できる。	・集団のグループダイナミクスを活用して、特性に応じた支援計画を企画し、自立して支援できる。	・集団への支援を通して、地域の健康課題を明確化することができる。	・集団への支援を通して、地域の健康課題解決に向けた事業計画を立案できる。	・集団への支援を通して立案した事業により、市民による地域の健康課題の解決を支援することができる。
2 地域支援活動	2-1. 地域診断・地区活動	・地域の健康課題や地域資源を明確化し、地域組織や関係機関と協働して課題解決する能力	・指導を受けながら、担当地区の情報を収集・分析し、健康課題を明確化できる。	・担当地区の情報を分析し、健康課題の明確化と優先性の判断ができる。	・地域診断や地区活動で明らかになった課題を事業計画立案に活用できる。	・地域に潜在する健康課題を把握し、リスクの低減や予防策を計画し実践できる。	・地域診断や地区活動で明らかになった課題を施策立案に活用できる。
	2-2. 地域組織活動	・地域の特性を理解し市民と協働して組織化・ネットワーク化を促す能力 ・地域組織を育成し、ネットワーク化し協働する能力	・地域特性を理解し、地域の強みを活かし市民と共に活動できる。 ・多様な地域組織の役割や関係性について把握できる。	・多様な市民ニーズを把握しながら、地域組織と共に活動できる。	・市民と共に活動しながら、市民ニーズに応じた組織化を提案できる。 ・市民団体の主体的な活動を支援できる。	・市民ニーズに応じた組織化を自立してできる。 関係機関と協働し、必要に応じて新たな資源やネットワークの立ち上げを検討することができる。	・多様な市民組織のネットワークを立ち上げ、地域組織の育成を行うことができる。
	2-3. ケアシステムの構築	・健康なまちづくりを推進するため保健、医療、福祉、介護等の各種サービスの総合的な調整を行う能力 ・市民、学校、企業ほか、地域の関係機関と協働し連携を図り、地域特性に応じたケアシステムを構築する能力	・担当地区の各種サービスとその関係性を理解し、指導を受けながら担当事例に必要なサービスを活用できる。	・担当地区や担当事例への対応を通して必要なサービスの調整ができる。	・地域の健康課題や地域特性に基づき、関係機関と協働し、地域ケアシステムの改善・強化について検討できる。	・各種サービスの円滑な連携のために必要な調整ができる。 ・地域の健康課題や特性に応じたケアシステムについて検討し提案することができる。	・保健医療福祉施策に基づき、地域特性に応じたケアシステムの構築に係る施策化ができる。
3 施策化事業化のための活動	3-1. 事業化・施策化	・保健医療福祉施策を理解し、事業を企画立案し、予算を確保できる能力 ・地域の健康課題を解決するため、自組織のビジョンを踏まえた保健医療福祉施策を提案する能力	・所属自治体の施策体系や財政のしくみについて理解できる。 ・担当事業の法的根拠や関連施策について理解し事業を実施できる。	・担当地域の健康課題を把握し、施策と事業との関連性について理解したうえで、事業計画立案に参画することができる。 ・担当事業の進捗管理ができる。	・担当の事業の成果や評価等をまとめ、組織内で共有することができる。 ・地域の健康課題を明らかにし、評価に基づく事業の見直しや新規事業計画を提案できる。	・保健医療福祉計画に基づいた事業計画を立案し、事業や予算の必要性について上司や予算担当者に説明できる。	・地域の健康課題を解決するための自組織のビジョンを踏まえた施策を各種保健医療福祉計画策定時に提案できる。
4 健康危機管理に関する活動	4-1.健康危機管理の体制整備	・平時において、地域の健康課題及び関連法規や自組織内の健康危機管理計画等に基づき、地域の健康危機*の低減策を講じる能力 *災害、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる地域市民の生命、健康の安全を脅かす事態	・関係法規や健康危機管理計画及び対応マニュアルを理解できる。 ・健康危機に備えた健康教育を指導を受けながら行うことができる。	・健康危機対応マニュアルに基づき、予防活動を行うことができる。	・地域特性を踏まえ健康危機の低減のための事業を提案できる。	・地域特性に応じた健康危機の予防活動を評価し、見直しや新規事業を立案できる。	・有事に起こりうる複雑な状況の対応に備え、平時より関係者との連携体制を構築できる。 ・健康危機管理計画や体制の見直しを計画的に行うことができる。
	4-2. 健康危機発生時の対応	・健康危機発生時に、組織内外の関係者と連携し、市民の健康被害を回避し、必要な対応を迅速に判断し実践する能力	・健康危機発生後、必要な対応を指導者の指示のもと実施できる。 ・現状を把握し、情報を整理し、上司に報告する事ができる。	・健康危機発生の要因を分析し、二次的健康被害を予測し予防するための活動を主体的に実施できる。	・必要な情報を整理し、組織内外の関係者へ共有できる。 ・変化する状況を分析し、二次的健康被害を予測し、予防活動を計画、実施できる。	・健康被害を予測し 、回避するための対応方法について、変化する状況を踏まえて、見直しができる。 ・組織内の関連部署と連携、調整できる。	・有事に起こる複雑な状況に、組織の代表者を補佐し、関係者と連携し対応できる。
5 管理的活動	5-1. PDCAサイクルに基づく事業・施策評価	・所属部署内外の関係者とともに、事業評価及び施策評価、保健福祉活動の効果検証を行う能力 ・評価結果等の根拠に基づき事業及び施策の必要な見直しを行う能力	・PDCAサイクルに基づく事業評価方法を理解できる。 ・担当する事例に係る評価結果に基づき支援方法の見直しができる。	・所属内のメンバーと共に担当事業の評価及び見直しを主体的に実施できる。	・所属内で事業評価が適切に実施できるよう後輩保健師を指導できる。 ・事業計画の立案時に評価指標を適切に設定できる。	・所属内外の関係者とともに事業評価を行い、事業の見直しや新規事業の計画を提案できる。	・評価に基づき保健福祉活動の効果を検証し、施策の見直しについて提案できる。 ・施策立案時に評価指標を適切に設定できる。
	5-2. 情報管理	・組織内外の保健福祉活動に係る情報を適切に保管、開示、保護する能力	・組織における情報管理に係る基本指針を理解し、業務に係る文書等を適切に管理できる。 ・保健福祉活動上知り得た個人情報を適切に取り扱うことができる。 ・業務の記録を適切に行い関係者への情報伝達ができる。	・保健福祉活動に係る情報の取扱いが適切に行われているか、自主的に確認できる。	・所属内の保健師が規則を遵守して保健福祉活動に係る情報を管理するよう指導できる。	・保健福祉活動に係る情報管理上の不測の事態が発生した際に、所属部署内で主導して対応できる。	・保健福祉活動の情報管理に係る規則の遵守状況を評価し、マニュアル等の見直しを提案できる。
	5-3. 人材育成	・組織の人材育成方針を理解し、保健師の人材育成計画を作成する能力 ・継続的に自己研鑽するとともに、後輩を指導・育成する能力	・組織の人材育成方針及び保健師人材育成計画を理解できる。 ・自己の成長を振り返り、次の成長につなげることができる。	・自己のキャリア形成ビジョンを持ち、積極的に自己研鑽できる。	・後輩保健師の指導を通して人材育成上の課題を抽出し、見直し案を提示できる。	・保健師の研修事業を企画し、実施・評価できる。	・組織の人材育成方針に沿った保健師の人材育成計画を作成できる。
6 保健師の活動基盤		・根拠に基づいた保健師の活動を実践する能力	・根拠に基づく保健福祉活動を実施するため、実施した保健福祉活動の記録を適切に記録することができる。	・指導を受けながらデータに基づく分析を行い、事業の評価ができる。	・データに基づく分析により事業評価ができる。	・地域診断においてデータに基づく分析を実施し、根拠に基づいた保健福祉事業を計画できる。	・根拠に基づき、質の高い保健福祉事業を提案し、その効果を検証できる。
		・保健師の活動理念である社会的公正性・公共性について理解し、活動を倫理的に判断する能力	保健師の活動の理念である社会的公正性・公共性について理解し、活動を倫理的に判断できる。				

Ｂ 表　京都市保健師キャリアラダー【係長級への準備段階からの管理的活動に係るキャリアラダー】

			キャリアレベル			
			B-1 （係長級への準備段階）	B-2 （係長級）	B-3 （課長級）	B-4 （部長級以上）
保健師の活動領域		求められる能力	各レベルにおいて求められる能力			
管理的活動	1. 政策策定と評価	・国の動向や自組織の方針を理解し、担当部署に係る活動方針のビジョンを示し、必要に応じた見直しを行う能力 ・自治体を代表して外部機関の上位者との調整や交渉を行う能力	・事業や施策の評価を踏まえ、改善の方向性を整理し、係長と協議することができる。	・市民の健康課題等を踏まえ、事業や施策を企画・立案するとともに、事業評価に基づき見直し、改善ができる。	・保健医療福祉に係る国の動向や組織の方針、施策の評価を踏まえ、組織の政策ビジョンに係る提言ができる。	・保健医療福祉政策に係る必要な計画や法制度整備について組織内で提言し、実現に向け組織の意志決定者及び関係機関にはたらきかけることができる。
	2. 危機管理	・危機等の発生時に組織の管理者として迅速な判断を行い組織内外の調整を行う能力 ・危機を回避するための予防的措置が行われるよう管理する能力	・危機管理に係る組織内外の関係者を把握し、有事に備えた関係性の構築ができる。 ・有事にマニュアルに沿って行動し、係長を補佐する。	・係員が危機管理マニュアルに沿って行動できるよう訓練等を企画できる。 ・有事に組織内の人員や業務の調整を行い、課長の補佐や部下への指示ができる。	・課員が危機管理マニュアルに沿って行動できるよう係長級職員に対し、訓練等の実施を指導できる。 ・有事に、組織の対応方針に基づき、組織内の人的物的資源等の調整や管理ができる。	・危機管理に必要な計画・マニュアル・内規等の整備を組織に提言し、具現化することができる。 ・有事に、行政の保健医療福祉組織を代表して、関係機関の代表者と連携し、部局を統括して対応できる。
	3. 人事管理	・担当部署内の全職員の能力・特性を把握し、資質向上のしくみづくりと必要に応じた見直しを行う能力 ・組織目標・計画を踏まえて保健師採用計画・配置基準・人事異動を提言する能力	・組織の人材育成方針と保健師の人材育成方針を踏まえて、主体的に資質向上に取り組むことができる。 ・所属内の業務内容と量を勘案し、人材配置について係長に提案できる。	・所属内職員の能力・特性を把握し、資質向上のための取組を企画、実施、評価できる。 ・所属内の業務内容と量を勘案し、人材配置について課長に提案できる。	・専門職の人材育成計画を策定するため関係者が協働し検討できる場を設置し運営できる。 ・関係課長と連携し、保健師の業務範囲等を踏まえ保健師必要数について人事部門を含め組織内で提案できる。	・組織目標・計画を踏まえて、保健師採用計画・配置基準・人事異動を提言できる。

資料２

地域における保健師の保健活動に関する指針（保健師の保健活動の基本的な方向性）

１　地域診断に基づくＰＤＣＡサイクルの実施

地域活動や統計情報等に基づき、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすることにより健康課題の優先度を判断。PDCA サイクルに基づく地域保健関連施策の展開及び評価。

２　個別課題から地域課題への視点及び活動の展開

個々の住民の健康課題の把握にとどまらず、集団に共通する地域の健康課題や地域保健関連施策を総合的に捉える視点を持った活動の実施。健康課題の解決に向けて住民や組織をつなぎ、住民の主体的な行動の促進。

３　予防的介入の重視

生活習慣病等の疾病の発症・重症化予防を徹底することで、要医療や要介護状態になることの防止。虐待等に関連する潜在的な健康問題を予見して、住民に対する必要な情報の提供や早期介入等。

４　地区活動に立脚した活動の強化

訪問指導、健康相談、健康教育、地区組織等の育成等を通じて積極的に地域に出向き、地区活動により、住民の生活の実態や健康問題の背景にある要因の把握。地区活動を通じてソーシャルキャピタルの醸成を図り、それらを活用して住民と協働し、住民の自助及び共助を支援し主体的かつ継続的な健康づくりの推進。

５　地区担当制の推進

分野横断的に担当地区を決めて保健活動を行う地区担当制等の体制の下、住民、世帯及び地域全体の健康課題を把握し、世帯や地域の健康課題に横断的・包括的に関わり、地域の実情に応じた必要な支援をコーディネートする等、担当する地区に責任を持った保健活動の推進。

６　地域特性に応じた健康なまちづくりの推進

ソーシャルキャピタルを醸成し、学校や企業等の関係機関との幅広い連携を図りつつ、社会環境の改善に取り組む等地域の特性に応じた健康なまちづくりの推進。

７　部署横断的な保健活動の連携及び協働

保健師相互の連携を図るとともに、他職種の職員、関係機関、住民等と連携・協働した保健活動の実施。必要に応じて部門や部署を越えて課題等を共有し、健康課題の解決に向けて共に検討する等部署横断的な連携・協働。

８　地域のケアシステムの構築

保健、医療、福祉、介護等の各種サービスの総合的な調整及び不足するサービスの開発等地域のケアシステムの構築。

９　各種保健医療福祉計画の策定及び実施

住民、関係者、関係機関等と協働した各種保健医療福祉計画の策定。それらの計画が適切かつ効果的に実施されるよう各種保健福祉計画の進行管理・評価の関係者・関係機関等と協働した実施。

10　人材育成

主体的に自己啓発に努め、最新の保健、医療、福祉、介護等に関する知識及び技術の習得。連携、調整や行政運営に関する能力及び保健、医療、福祉、介護の人材育成に関する能力の習得。

資料３

保健師の研修等の根拠となる法律等

地方公務員法

○　職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

地域保健法

○　市町村は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

○　地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない。

○　地域保健対策の推進に関する基本指針では、地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的な事項を定める。

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

○　担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣の改善等に向けた取組の目的及び内容を理解させ、さらに知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行う。

保健師助産師看護師法

○　保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

看護師等の人材確保の促進に関する法律

○　国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護職等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

○　看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

資料４

本市保健師の人材育成に関する計画作成のためのワーキング

１ 開催経過

回数	開催日	内容
１回目	令和７年１２月２６日	「本市保健師の目指すべき保健師像」の検討
２回目	令和８年　１月２１日	・「キャリアパスシート」の検討 ・「京都市保健師人材育成ガイドライン（見直し案)」の検討

２　ワーキングメンバー

	氏　名	職　位	所　属
1	森口　理恵	係員	北区役所保健福祉センター健康長寿推進課
2	秋久　裕里	係長	左京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室
3	桑原　紀子	主任	東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課
4	西村　佳恵	係長	山科区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室
5	新谷　理子	係員	山科区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室
6	名村　麻衣子	係長	右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課
7	石川　綾音	主任	右京区役所保健福祉センター障害保健福祉課
8	伏見　光加	課長	洛西支所保健福祉センター障害保健福祉課
9	寺山　京美	課長	伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課
10	橋本　麻由子	係長	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
11	森　紗慧佳	主任	保健福祉局こころの健康増進センター
12	野村　美茄	係長	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
13	三宅　茉紀	係長	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
14	梅野　円花	係員	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター

３　事務局

保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課

保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課